

第42号議案

八王子市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例設定
について

八王子市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和3年2月24日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例

第1条 八王子市保健所関係手数料条例（平成19年八王子市条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正後

別表（第2条関係）

- 1 (略)
- 2 申請等手数料

	事務	名称	金額
1～8	(略)	(略)	(略)
<u>9</u>	<u>食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条の規定に基づく飲食店営業の許可の申請に対する審査</u>	<u>飲食店営業許可申請手数料</u>	<u>飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。）1件につき</u> <u>18,300円</u> <u>移動飲食店営業又は臨時飲食店営業1件につき</u> <u>6,500円</u>
		<u>飲食店営業許可更新申請手数料</u>	<u>飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。）1件につき</u> <u>8,900円</u> <u>移動飲食店営業又は臨時飲食店営業1件につき</u> <u>4,500円</u>

改正前

別表（第2条関係）

- 1 (略)
- 2 申請等手数料

	事務	名称	金額
1～8	(略)	(略)	(略)
<u>9</u>	<u>食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条の規定に基づく飲食店営業の許可の申請に対する審査</u>	<u>飲食店営業許可申請手数料</u>	<u>飲食店営業（移動飲食店営業、臨時飲食店営業又は自動販売機によるものを除く。）1件につき</u> <u>18,300円</u> <u>移動飲食店営業又は臨時飲食店営業1件につき</u> <u>6,500円</u> <u>飲食店営業（自動販売機によるものに限る。）1件につき</u> <u>7,800円</u>
		<u>飲食店営業許可更新申請手数料</u>	<u>飲食店営業（移動飲食店営業、臨時飲食店営業又は自動販売機によるものを除く。）1件につき</u> <u>8,900円</u> <u>移動飲食店営業又は臨時飲食店営業1件につき</u> <u>4,500円</u> <u>飲食店営業（自動販売機によるものに限る。）1件につき</u> <u>7,800円</u>

10	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に対する審査	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料	1件につき 7,200円
		調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可更新申請手数料	1件につき 5,100円
11	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査	食肉販売業許可申請手数料	1件につき 15,800円
		食肉販売業許可更新申請手数料	1件につき 8,200円

10	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく喫茶店営業の許可の申請に対する審査	喫茶店営業許可申請手数料	喫茶店営業（自動販売機によるものを除く。）1件につき 15,800円 喫茶店営業（自動販売機によるものに限る。）1件につき 7,200円
		喫茶店営業許可更新申請手数料	喫茶店営業（自動販売機によるものを除く。）1件につき 8,200円 喫茶店営業（自動販売機によるものに限る。）1件につき 5,100円
11	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査	菓子製造業許可申請手数料	菓子製造業（移動菓子製造業又は臨時菓子製造業を除く。）1件につき 21,600円 移動菓子製造業又は臨時菓子製造業1件につき 6,500円
		菓子製造業許可更新申請手数料	菓子製造業（移動菓子製造業又は臨時菓子製造業を除く。）1件につき 14,000円 移動菓子製造業又は

1 2	食品衛生法第5 5条第1項及び食品衛生法施行令第3 5条の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査	魚介類販売業許可申請手数料	1件につき	15,800円
		魚介類販売業許可更新申請手数料	1件につき	8,200円
1 3	食品衛生法第5 5条第1項及び食品衛生法施行令第3 5条の規定に基づく魚介類競り売り営業の許可の申請に対する審査	魚介類競り売り営業許可申請手数料	1件につき	25,200円
		魚介類競り売り営業許可更新申請手数料	1件につき	16,000円
1 4	食品衛生法第5 5条第1項及び食品衛生法施行令第3 5条の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査	集乳業許可申請手数料	1件につき	15,800円
		集乳業許可更新申請手数料	1件につき	8,200円
1 5	食品衛生法第5 5条第1項及び食品衛生法施行令第3 5条の規定に基づく乳処理業の許可の申請に対する審査	乳処理業許可申請手数料	1件につき	25,200円
		乳処理業許可更新申請手数料	1件につき	16,000円
1 6	食品衛生法第5 5条第1項及び食品衛生法施行令第3 5条の規定に基づく特別牛	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	1件につき	25,200円
		特別牛乳搾取処	1件につき	

					臨時菓子製造業1件につき	4,500円
1 2	食品衛生法第5 2条第1項及び食品衛生法施行令第3 5条の規定に基づくあん類製造業の許可の申請に対する審査	あん類製造業許可申請手数料	1件につき	21,600円		
		あん類製造業許可更新申請手数料	1件につき	14,000円		
1 3	食品衛生法第5 2条第1項及び食品衛生法施行令第3 5条の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	1件につき	21,600円		
		アイスクリーム類製造業許可更新申請手数料	1件につき	14,000円		
1 4	食品衛生法第5 2条第1項及び食品衛生法施行令第3 5条の規定に基づく乳処理業の許可の申請に対する審査	乳処理業許可申請手数料	1件につき	25,200円		
		乳処理業許可更新申請手数料	1件につき	16,000円		
1 5	食品衛生法第5 2条第1項及び食品衛生法施行令第3 5条の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	1件につき	25,200円		
		特別牛乳搾取処理業許可更新申請手数料	1件につき	16,000円		
1 6	食品衛生法第5 2条第1項及び食品衛生法施行令第3 5条の規定に基づく乳製品	乳製品製造業許可申請手数料	1件につき	25,200円		
		乳製品製造業許	1件につき			

	乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	理業許可更新申請手数料	16,000円
17	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉処理業の許可の申請に対する審査	食肉処理業許可申請手数料	1件につき 25,200円
		食肉処理業許可更新申請手数料	1件につき 16,000円
18	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査	食品の放射線照射業許可申請手数料	1件につき 25,200円
		食品の放射線照射業許可更新申請手数料	1件につき 16,000円
19	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査	菓子製造業許可申請手数料	1件につき 21,600円
		菓子製造業許可更新申請手数料	1件につき 14,000円
20	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	1件につき 21,600円

	製造業の許可の申請に対する審査	可更新申請手数料	16,000円
17	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査	集乳業許可申請手数料	1件につき 15,800円
		集乳業許可更新申請手数料	1件につき 8,200円
18	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳類販売業の許可の申請に対する審査	乳類販売業許可申請手数料	乳類販売業（自動販売機によるものを除く。）1件につき 15,800円
		乳類販売業許可更新申請手数料	乳類販売業（自動販売機によるものに限る。）1件につき 7,200円
			乳類販売業（自動販売機によるものを除く。）1件につき 8,200円
			乳類販売業（自動販売機によるものに限る。）1件につき 5,100円
19	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉処理業の許可の申請に対する審査	食肉処理業許可申請手数料	1件につき 25,200円
		食肉処理業許可更新申請手数料	1件につき 16,000円
20	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の	食肉販売業許可申請手数料	食肉販売業（自動販売機によるものを除く。）1件につき

	規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査			
		アイスクリーム類製造業許可更新申請手数料	1件につき	14,000円
2 1	食品衛生法第5 5条第1項及び食品衛生法施行令第3 5条の規定に基づく乳製品製造業の許可の申請に対する審査	乳製品製造業許可申請手数料	1件につき	25,200円
		乳製品製造業許可更新申請手数料	1件につき	16,000円
2 2	食品衛生法第5 5条第1項及び食品衛生法施行令第3 5条の規定に基づく清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査	清涼飲料水製造業許可申請手数料	1件につき	25,200円
		清涼飲料水製造業許可更新申請手数料	1件につき	16,000円
2 3	食品衛生法第5 5条第1項及び食品衛生法施行令第3 5条の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	食肉製品製造業許可申請手数料	1件につき	25,200円
		食肉製品製造業許可更新申請手数料	1件につき	16,000円
2 4	食品衛生法第5 5条	水産製品製造業	1件につき	

	規定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査			15,800円
				食肉販売業（自動販売機によるものに限る。）1件につき
				7,200円
		食肉販売業許可更新申請手数料		食肉販売業（自動販売機によるものを除く。）1件につき
				8,200円
				食肉販売業（自動販売機によるものに限る。）1件につき
				5,100円
2 1	食品衛生法第5 2条第1項及び食品衛生法施行令第3 5条の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	食肉製品製造業許可申請手数料	1件につき	25,200円
		食肉製品製造業許可更新申請手数料	1件につき	16,000円
2 2	食品衛生法第5 2条第1項及び食品衛生法施行令第3 5条の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査	魚介類販売業許可申請手数料	1件につき	15,800円
		魚介類販売業許可更新申請手数料	1件につき	8,200円
2 3	食品衛生法第5 2条第1項及び食品衛生法施行令第3 5条の規定に基づく魚介類せり売営業の許可の申請に対する審査	魚介類せり売営業許可申請手数料	1件につき	25,200円
		魚介類せり売営業許可更新申請手数料	1件につき	16,000円
2 4	食品衛生法第5 2条	魚肉ねり製品製	1件につき	

	第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく水産製品製造業の許可の申請に対する審査	許可申請手数料	21,600円
		水産製品製造業許可更新申請手数料	1件につき 14,000円
25	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく氷雪製造業の許可の申請に対する審査	氷雪製造業許可申請手数料	1件につき 25,200円
		氷雪製造業許可更新申請手数料	1件につき 16,000円
26	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく液卵製造業の許可の申請に対する審査	液卵製造業許可申請手数料	1件につき 13,200円
		液卵製造業許可更新申請手数料	1件につき 7,800円
27	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	食用油脂製造業許可申請手数料	1件につき 25,200円
		食用油脂製造業許可更新申請手数料	1件につき 16,000円
28	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくみそ又はしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査	みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料	1件につき 21,600円
		みそ又はしょうゆ製造業許可更新申請手数料	1件につき 14,000円
29	食品衛生法第55条	酒類製造業許可	1件につき

	第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく魚肉ねり製品製造業の許可の申請に対する審査	造業許可申請手数料	21,600円
		魚肉ねり製品製造業許可更新申請手数料	1件につき 14,000円
25	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食品の冷凍又は冷蔵業の許可の申請に対する審査	食品の冷凍又は冷蔵業許可申請手数料	1件につき 25,200円
		食品の冷凍又は冷蔵業許可更新申請手数料	1件につき 16,000円
26	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査	食品の放射線照射業許可申請手数料	1件につき 25,200円
		食品の放射線照射業許可更新申請手数料	1件につき 16,000円
27	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査	清涼飲料水製造業許可申請手数料	1件につき 25,200円
		清涼飲料水製造業許可更新申請手数料	1件につき 16,000円
28	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳酸菌飲料製造業の許可の申請に対する審査	乳酸菌飲料製造業許可申請手数料	1件につき 21,600円
		乳酸菌飲料製造業許可更新申請手数料	1件につき 14,000円
29	食品衛生法第52条	氷雪製造業許可	氷雪製造業（自動販

	第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく酒類製造業の許可の申請に対する審査	申請手数料	21,600円
		酒類製造業許可更新申請手数料	1件につき 14,000円
30	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく豆腐製造業の許可の申請に対する審査	豆腐製造業許可申請手数料	1件につき 21,600円
		豆腐製造業許可更新申請手数料	1件につき 14,000円
31	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく納豆製造業の許可の申請に対する審査	納豆製造業許可申請手数料	1件につき 21,600円
		納豆製造業許可更新申請手数料	1件につき 14,000円
32	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく麺類製造業の許可の申請に対する審査	麺類製造業許可申請手数料	1件につき 21,600円
		麺類製造業許可更新申請手数料	1件につき 14,000円

	第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく氷雪製造業の許可の申請に対する審査	申請手数料	売機によるものを除く。) 1件につき 25,200円
		氷雪製造業(自動販売機によるものに限る。) 1件につき	9,900円
		氷雪製造業許可更新申請手数料	氷雪製造業(自動販売機によるものを除く。) 1件につき 16,000円
			氷雪製造業(自動販売機によるものに限る。) 1件につき 6,100円
30	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく氷雪販売業の許可の申請に対する審査	氷雪販売業許可申請手数料	1件につき 15,800円
		氷雪販売業許可更新申請手数料	1件につき 8,200円
31	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	食用油脂製造業許可申請手数料	1件につき 25,200円
		食用油脂製造業許可更新申請手数料	1件につき 16,000円
32	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくマーガリン又はショートニング製造業の許可の申請に対する審査	マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料	1件につき 25,200円
		マーガリン又はショートニング製造業の許可の申請に対する審査	1件につき 16,000円

33	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくそうざい製造業の許可の申請に対する審査	そうざい製造業許可申請手数料	1件につき 25,200円
		そうざい製造業許可更新申請手数料	1件につき 16,000円
34	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査	複合型そうざい製造業許可申請手数料	1件につき 35,200円
		複合型そうざい製造業許可更新申請手数料	1件につき 23,300円
35	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	冷凍食品製造業許可申請手数料	1件につき 25,200円
		冷凍食品製造業許可更新申請手数料	1件につき 16,000円
36	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	複合型冷凍食品製造業許可申請手数料	1件につき 35,200円
		複合型冷凍食品製造業許可更新申請手数料	1件につき 23,300円
37	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく漬物製造業許可の申請に対する審査	漬物製造業許可申請手数料	1件につき 13,200円
		漬物製造業許可更新申請手数料	1件につき 7,800円

		申請に対する審査	製造業許可更新申請手数料	
33	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくみそ製造業の許可の申請に対する審査	みそ製造業許可申請手数料	1件につき 21,600円	
		みそ製造業許可更新申請手数料	1件につき 14,000円	
34	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく醤油製造業の許可の申請に対する審査	醤油製造業許可申請手数料	1件につき 21,600円	
		醤油製造業許可更新申請手数料	1件につき 14,000円	
35	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくソース類製造業の許可の申請に対する審査	ソース類製造業許可申請手数料	1件につき 21,600円	
		ソース類製造業許可更新申請手数料	1件につき 14,000円	
36	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく酒類製造業の許可の申請に対する審査	酒類製造業許可申請手数料	1件につき 21,600円	
		酒類製造業許可更新申請手数料	1件につき 14,000円	
37	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく豆腐製造業の許可の申請に対する審査	豆腐製造業許可申請手数料	1件につき 21,600円	
		豆腐製造業許可更新申請手数料	1件につき 14,000円	

	造業の許可の申請に対する審査		
38	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく密封包装食品製造業の許可の申請に対する審査	密封包装食品製造業許可申請手数料	1件につき 21,600円
		密封包装食品製造業許可更新申請手数料	1件につき 14,000円
39	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食品の小分け業の許可の申請に対する審査	食品の小分け業許可申請手数料	1件につき 21,600円
		食品の小分け業許可更新申請手数料	1件につき 14,000円
40	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく添加物製造業の許可の申請に対する審査	添加物製造業許可申請手数料	1件につき 25,200円
		添加物製造業許可更新申請手数料	1件につき 16,000円

	造業の許可の申請に対する審査		
38	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく納豆製造業の許可の申請に対する審査	納豆製造業許可申請手数料	1件につき 21,600円
		納豆製造業許可更新申請手数料	1件につき 14,000円
39	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくめん類製造業の許可の申請に対する審査	めん類製造業許可申請手数料	1件につき 21,600円
		めん類製造業許可更新申請手数料	1件につき 14,000円
40	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくそうざい製造業の許可の申請に対する審査	そうざい製造業許可申請手数料	1件につき 25,200円
		そうざい製造業許可更新申請手数料	1件につき 16,000円
41	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく缶詰又は瓶詰食品製造業の許可の申請に対する審査	缶詰又は瓶詰食品製造業許可申請手数料	1件につき 25,200円
		缶詰又は瓶詰食品製造業許可更新申請手数料	1件につき 16,000円
42	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく添加物製造業の許可の申請に対する審査	添加物製造業許可申請手数料	1件につき 25,200円
		添加物製造業許可更新申請手数料	1件につき 16,000円

<u>4 1</u>	(略)	(略)	(略)
<u>4 2 ~</u>	(略)	(略)	(略)
<u>8 3</u>			
<u>8 4</u>	(略)	(略)	(略)

	<u>に対する審査</u>		
<u>4 3</u>	(略)	(略)	(略)
<u>4 4 ~</u>	(略)	(略)	(略)
<u>8 5</u>			
<u>8 6</u>	(略)	(略)	(略)
<u>8 7</u>	<u>食品製造業等取締条 例（昭和28年東京 都条例第111号） 第3条第1項の規定 による行商人の届出 に基づく鑑札及び記 章の交付（更新の場 合を含む。）</u>	<u>行商人の鑑札及 び記章の交付手 数料</u>	<u>業種ごとに 1,800円</u>
<u>8 8</u>	<u>食品製造業等取締条 例第3条第3項の規 定による行商人の届 出に基づく鑑札又は 記章の再交付</u>	<u>行商人の鑑札又 は記章の再交付 手数料</u>	<u>1件ごとに 1,100円</u>
<u>8 9</u>	<u>食品製造業等取締条 例第5条第1項の規 定に基づく弁当等 力販売業者の許可の 申請に対する審査</u>	<u>弁当等人力販売 業許可申請手数 料</u>	<u>1件ごとに 8,800円</u>
<u>9 0</u>	<u>食品製造業等取締条 例第5条第2項の規 定に基づく弁当等 力販売業者の許可の 更新の申請に対する 審査</u>	<u>弁当等人力販売 業許可更新申請 手数料</u>	<u>1件ごとに 5,400円</u>
<u>9 1</u>	<u>食品製造業等取締条 例第5条の2第1項 の規定による許可 済証の交付</u>	<u>許可済証の交付 手数料</u>	<u>1件ごとに 1,400円</u>

<u>85</u>	(略)	(略)	(略)
<u>86~</u>	(略)	(略)	(略)
<u>95</u>			

<u>92</u>	食品製造業等取締条例第5条の2第3項の規定による許可済証の再交付	許可済証の再交付手数料	1件ごとに 1,100円
<u>93</u>	食品製造業等取締条例第5条の3第1項の規定に基づく製造業者等の許可の申請に対する審査	食品製造業等許可申請手数料	業種ごとに 13,200円
<u>94</u>	食品製造業等取締条例第5条の3第2項の規定に基づく製造業者等の許可の更新の申請に対する審査	食品製造業等許可更新申請手数料	業種ごとに 7,800円
<u>95</u>	(略)	(略)	(略)
<u>96~</u>	(略)	(略)	(略)
<u>105</u>			

第2条 八王子市保健所関係手数料条例の一部を次のように改正する。

改正後

別表（第2条関係）

1 （略）

2 申請等手数料

	事務	名称	金額
1～6 7	(略)	(略)	(略)
68	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第12条第4項 及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第8項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	薬局製造販売 医薬品製造販売業許可更新 申請手数料	1件につき 4,400円
69	(略)	(略)	(略)
70	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第13条第4項 及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保	薬局製造販売 医薬品製造業許可更新申請 手数料	1件につき 7,600円

改正前

別表（第2条関係）

1 （略）

2 申請等手数料

	事務	名称	金額
1～6 7	(略)	(略)	(略)
68	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第12条第2項 及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第8項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	薬局製造販売 医薬品製造販売業許可更新 申請手数料	1件につき 4,400円
69	(略)	(略)	(略)
70	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第13条第3項 及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保	薬局製造販売 医薬品製造業許可更新申請 手数料	1件につき 7,600円

	等に関する法律施行令第80条第8項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査		
7 1	(略)	(略)	(略)
7 2	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第14条第15項 及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第1項第1号の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売品目の一部変更の承認の申請に対する審査	薬局製造販売 医薬品製造販売品目一部変更承認申請手数料	1件につき 140円
7 3～ 7 5	(略)	(略)	(略)
7 6	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第39条第6項 の規	高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可更新申請手数料	1件につき 12,400円

	等に関する法律施行令第80条第8項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査		
7 1	(略)	(略)	(略)
7 2	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第14条第13項 及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第1項第1号の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売品目の一部変更の承認の申請に対する審査	薬局製造販売 医薬品製造販売品目一部変更承認申請手数料	1件につき 140円
7 3～ 7 5	(略)	(略)	(略)
7 6	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第39条第4項 の規	高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可更新申請手数料	1件につき 12,400円

	定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査		
77	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令 第2条の3 の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付の申請に対する審査	薬局開設許可証の書換え交付申請手数料	1件につき 2,500円
78	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令 第2条の4第1項 及び第2項の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付の申請に対する審査	薬局開設許可証の再交付申請手数料	1件につき 3,500円
79～95	(略)	(略)	(略)

	定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査		
77	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令 第1条の5 の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付の申請に対する審査	薬局開設許可証の書換え交付申請手数料	1件につき 2,500円
78	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令 第1条の6第1項 及び第2項の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付の申請に対する審査	薬局開設許可証の再交付申請手数料	1件につき 3,500円
79～95	(略)	(略)	(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第 1 条及び次項から附則第 4 項までの規定は令和 3 年 6 月 1 日から、第 2 条の規定は同年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 条の規定の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号。以下この項において「改正法」という。）第 2 条の規定による改正前の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 52 条第 1 項の許可を受けて次の表の第 1 欄に掲げる営業を行っている者が、当該許可に係る営業を継続するために同表の第 2 欄に掲げる営業に係る改正法第 2 条の規定による改正後の食品衛生法（以下「新食品衛生法」という。）第 55 条第 1 項の許可の申請を行う場合は、当該申請に係る手数料に関する第 1 条による改正後の八王子市保健所関係手数料条例（以下「新条例」という。）別表の規定の適用については、次の表の第 3 欄に掲げる規定中同表の第 4 欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第 5 欄に掲げる字句とする。

飲食店営業（移動飲食店営業、臨時飲食店営業又は自動販売機によるものを除く。）	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。）	別表、2 申請等手数料の部、9 の項	18,300円	8,900円
	そうざい製造業	別表、2 申請等手数料の部、33 の項	25,200円	16,000円
飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業に限る。）	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業に限る。）	別表、2 申請等手数料の部、9 の項	6,500円	4,500円
飲食店営業（自動販売機によるものに限る。）	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	別表、2 申請等手数料の部、10 の項	7,200円	5,100円
喫茶店営業（自動販売機によるものを除く。）	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。）	別表、2 申請等手数料の部、9 の項	18,300円	8,900円

	業によるものを除く。)			
喫茶店営業（自動販売機によるものに限る。）	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	別表、2 申請等手数料の部、10の項	7,200円	5,100円
菓子製造業（移動菓子製造業又は臨時菓子製造業を除く。）	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。）	別表、2 申請等手数料の部、9の項	18,300円	8,900円
	菓子製造業	別表、2 申請等手数料の部、19の項	21,600円	14,000円
	食品の小分け業	別表、2 申請等手数料の部、39の項	21,600円	14,000円
菓子製造業（移動菓子製造業又は臨時菓子製造業に限る。）	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業に限る。）	別表、2 申請等手数料の部、9の項	6,500円	4,500円
あん類製造業	菓子製造業	別表、2 申請等手数料の部、19の項	21,600円	14,000円
	食品の小分け業	別表、2 申請等手数料の部、39の項	21,600円	14,000円
アイスクリーム類製造業	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。）	別表、2 申請等手数料の部、9の項	18,300円	8,900円
	アイスクリーム類製造業	別表、2 申請等手数料の部、20の項	21,600円	14,000円
乳処理業	乳処理業	別表、2 申請等手数料の部、15の項	25,200円	16,000円
特別牛乳搾取処理業	特別牛乳搾取処理業	別表、2 申請等手数料の部、16の項	25,200円	16,000円
乳製品製造業	乳製品製造業	別表、2 申	25,200円	16,000円

		請等手数料の部、21の項		
	食品の小分け業	別表、2 申請等手数料の部、39の項	21,600円	14,000円
集乳業	集乳業	別表、2 申請等手数料の部、14の項	15,800円	8,200円
食肉処理業	食肉処理業	別表、2 申請等手数料の部、17の項	25,200円	16,000円
食肉販売業（自動販売機によるものを除く。）	食肉販売業	別表、2 申請等手数料の部、11の項	15,800円	8,200円
食肉製品製造業	食肉製品製造業	別表、2 申請等手数料の部、23の項	25,200円	16,000円
	食品の小分け業	別表、2 申請等手数料の部、39の項	21,600円	14,000円
魚介類販売業	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。）	別表、2 申請等手数料の部、9の項	18,300円	8,900円
	魚介類販売業	別表、2 申請等手数料の部、12の項	15,800円	8,200円
魚介類せり売営業	魚介類競り売り営業	別表、2 申請等手数料の部、13の項	25,200円	16,000円
魚肉ねり製品製造業	水産製品製造業	別表、2 申請等手数料の部、24の項	21,600円	14,000円
	食品の小分け業	別表、2 申請等手数料の部、39の項	21,600円	14,000円
食品の冷凍又は冷蔵業	冷凍食品製造業	別表、2 申請等手数料の部、35の項	25,200円	16,000円
	食品の小分け業	別表、2 申請等手数料の部、39の項	21,600円	14,000円
食品の放射線照射	食品の放射線照	別表、2 申	25,200円	16,000円

業	射業	請等手数料の部、18の項		
清涼飲料水製造業	清涼飲料水製造業	別表、2 申請等手数料の部、22の項	25,200円	16,000円
乳酸菌飲料製造業	乳処理業	別表、2 申請等手数料の部、15の項	25,200円	16,000円
	乳製品製造業	別表、2 申請等手数料の部、21の項	25,200円	16,000円
	清涼飲料水製造業	別表、2 申請等手数料の部、22の項	25,200円	16,000円
氷雪製造業（自動販売機によるものを除く。）	氷雪製造業	別表、2 申請等手数料の部、25の項	25,200円	16,000円
食用油脂製造業	食用油脂製造業	別表、2 申請等手数料の部、27の項	25,200円	16,000円
	食品の小分け業	別表、2 申請等手数料の部、39の項	21,600円	14,000円
マーガリン又はショートニング製造業	食用油脂製造業	別表、2 申請等手数料の部、27の項	25,200円	16,000円
	食品の小分け業	別表、2 申請等手数料の部、39の項	21,600円	14,000円
みそ製造業	みそ又はしょうゆ製造業	別表、2 申請等手数料の部、28の項	21,600円	14,000円
	食品の小分け業	別表、2 申請等手数料の部、39の項	21,600円	14,000円
しょう 醬油製造業	みそ又はしょうゆ製造業	別表、2 申請等手数料の部、28の項	21,600円	14,000円
	食品の小分け業	別表、2 申請等手数料の部、39の項	21,600円	14,000円
ソース類製造業	密封包装食品製造業	別表、2 申請等手数料の部、38の項	21,600円	14,000円

酒類製造業	酒類製造業	別表、2 申請等手数料の部、29の項	21,600円	14,000円
豆腐製造業	豆腐製造業	別表、2 申請等手数料の部、30の項	21,600円	14,000円
	食品の小分け業	別表、2 申請等手数料の部、39の項	21,600円	14,000円
納豆製造業	納豆製造業	別表、2 申請等手数料の部、31の項	21,600円	14,000円
	食品の小分け業	別表、2 申請等手数料の部、39の項	21,600円	14,000円
めん類製造業	麺類製造業	別表、2 申請等手数料の部、32の項	21,600円	14,000円
	食品の小分け業	別表、2 申請等手数料の部、39の項	21,600円	14,000円
そうざい製造業	そうざい製造業	別表、2 申請等手数料の部、33の項	25,200円	16,000円
	食品の小分け業	別表、2 申請等手数料の部、39の項	21,600円	14,000円
缶詰又は瓶詰食品製造業	密封包装食品製造業	別表、2 申請等手数料の部、38の項	21,600円	14,000円
添加物製造業	添加物製造業	別表、2 申請等手数料の部、40の項	25,200円	16,000円

- 3 第1条の規定の施行の際現に食品製造業等取締条例を廃止する条例（令和2年東京都条例第71号）による廃止前の食品製造業等取締条例（昭和28年東京都条例第111号）第7条の許可を受けて次の表の第1欄に掲げる営業を行っている者が、当該許可に係る営業を継続するために同表の第2欄に掲げる営業に係る新食品衛生法第55条第1項の許可の申請を行う場合は、当該申請に係る手数料に関する新条例別表の適用については、次の表の第3欄に掲げる規定中同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

つけ物製造業	漬物製造業	別表、2 申請等手数料の部、37の項	13,200円	7,800円
	食品の小分け業	別表、2 申請等手数料の部、39の項	21,600円	14,000円
そう菜半製品等製造業	そうざい製造業	別表、2 申請等手数料の部、33の項	25,200円	16,000円
	食品の小分け業	別表、2 申請等手数料の部、39の項	21,600円	14,000円
調味料等製造業	密封包装食品製造業	別表、2 申請等手数料の部、38の項	21,600円	14,000円
魚介類加工業	水産製品製造業	別表、2 申請等手数料の部、24の項	21,600円	14,000円
	食品の小分け業	別表、2 申請等手数料の部、39の項	21,600円	14,000円
液卵製造業	液卵製造業	別表、2 申請等手数料の部、26の項	13,200円	7,800円

4 令和3年6月1日から令和4年3月31日までの間における前2項の規定の適用については、附則第2項の表飲食店営業（移動飲食店営業、臨時飲食店営業又は自動販売機によるものを除く。）の項中「16,000円」とあるのは「8,900円」と、同表喫茶店営業（自動販売機によるものを除く。）の項及び魚介類販売業の項中「8,900円」とあるのは「8,200円」と、同表乳酸菌飲料製造業の項中「16,000円」とあるのは「14,000円」と、前項の表つけ物製造業の項、調味料等製造業の項及び魚介類加工業の項中「14,000円」とあるのは「7,800円」と、同表そう菜半製品等製造業の項中「16,000円」及び「14,000円」とあるのは「7,800円」とする。